

有効期間10年（平成39年12月31日まで）

平成29年6月19日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 交 通 規 制 課 ）

交通規制事務の処理並びに信号機等の設置及び管理要領の一部改正について（通達）

交通規制事務の処理等の業務については、「交通規制事務の処理並びに信号機等の設置及び管理要領の改正について（通達）」（平成27年6月1日付け広交規第883号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり一部を改正し、平成29年6月19日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達をもって旧通達は廃止する。

別添

交通規制事務の処理並びに信号機等の設置及び管理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、交通規制に関する事務並びに信号機等の設置及び管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 警察署等

警察署又は交通部高速道路交通警察隊をいう。

(2) 警察署長等

警察署等の長をいう。

(3) 信号機等

信号機，道路標識，道路標示，交通管制施設及び駐車関係施設をいう。

(4) 交通管制施設

次に掲げる交通情報収集装置，交通情報提供装置及び中央装置をいう。

ア 交通情報収集装置

車両感知器，テレビカメラ等交通情報を収集する装置をいう。

イ 交通情報提供装置

交通情報板，光ビーコン等交通情報を提供する装置をいう。

ウ 中央装置

信号機，交通情報収集装置及び交通情報提供装置を一元的に処理する装置をいう。

(5) 駐車関係施設

パーキング・チケット等発給設備及びその関係施設をいう。

(6) 交通規制管理システム（以下「規制システム」という。）

道路交通法第4条第1項の規定による公安委員会の意思決定（以下「意思決定」という。）からそれに基づく信号機等の設置及び管理を，警察本部に設置されたサーバとこれに電気通信回線を介して接続する端末装置及びこれらの用に供するプログラムを用いて，一元的に管理するためのシステムをいう。

(7) 交通規制基準

警察庁が定める交通規制基準をいう。

(8) 信号機設置の指針

警察庁が定める信号機設置の指針をいう。

(9) 交通規制台帳

交通規制に係る意思決定の内容を規制システム上に登録し，データベース化したものをいう。

(10) 道路標識台帳

交通規制に係る道路標識の内容を規制システム上に登録し、データベース化したものをいう。

(11) 道路標示台帳

交通規制に係る道路標示の内容を規制システム上に登録し、データベース化したものをいう。

第2 交通規制の実施

1 基本的留意事項

交通規制業務の推進に当たっては、交通規制を実施する場合の一般的な基準である交通規制基準に準拠して慎重な検討を行い、あらかじめ次の事項に留意し、交通規制が合理的かつ適正なものとなるようにしなければならない。

(1) 法適合性の保持

主体、内容及び形式において必ず法令の規定を根拠とし、かつ、これに適合するよう慎重に検討を行うこと。

(2) 妥当性の保持

ア 必要最小限度の交通規制

交通規制の内容及び場所的、時間的な範囲は、目的を達成するため必要最小限度にとどめること。

イ 効果的な交通規制

交通規制の理由となっている障害の状況及び原因を検討の上、その障害を除去する上で最も効果的と認められる交通規制の種類及び方法を選定すること。

(3) 分かりやすい交通規制

ア 斉一性の保持

交通規制は、道路及び交通状況等に応じて統一した方針のもとに実施することとし、これらが同じであるにもかかわらず、交通規制の内容が異なることがないように留意すること。特に、県又は警察署等の境界及びその付近において交通規制を実施する場合には、関係県警察又は警察署等との連携を密にし、交通規制が不斉一にならないようにすること。

イ 簡明性の保持

交通規制の内容は、複雑にわたることのないように、できる限り簡単明瞭にすること。

(4) 計画性の保持

ア 方針に基づく計画的な推進

交通規制は、広島県警察運営重点等に示す方針に基づき、計画的に推進すること。

イ 計画的規制

交通規制は、他の交通規制との関係や一般交通に与える影響等を慎重に検討し、道路整備及び交通状況の長期的推移を把握して、計画的に推進すること。

特に、道路利用者に対する影響が大きい交通規制については、事前に計画案

等を公表し、必要な準備期間を確保すること。

ウ 先行的規制

交通の安全と円滑等が確保されている場合であっても、交通環境等の変化から近い将来問題が予想される場合は、先行的に交通規制を実施すること。

(5) 調査の徹底

交通規制計画の策定及び実施に当たっては、道路構造、交通流・交通量、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の調査を徹底し、それらを総合的に検討すること。

(6) 交通安全施設等の整備と調整等

交通規制の実施に伴い、交通安全施設等の整備と運用について必要な調整を行うとともに、交通規制の効果を補完するために必要な道路、ガードレール、区画線等の安全施設の整備を道路管理者に要請すること。

(7) 関係者の意見聴取

交通規制の種類に応じて、その影響を受けることとなる関係機関・団体、企業、地域の自治会や住民等の意見を聴くとともに、交通規制の必要性、効果等について説明し、交通規制に対する理解と協力が得られるようにすること。

(8) 事前広報

ア 事前に道路利用者及び関係住民への交通規制計画の周知を図るため、パンフレットの配布、立て看板の掲出及び報道機関への情報の提供等のほか、交通運輸関係団体等へ通報するなどの方法により広報の徹底を図ること。

イ 交通規制の内容、種類によっては、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、交通規制実施後の一定期間、指導を強化するなどの方法により、交通規制内容の周知と交通規制の遵守を徹底すること。

(9) 効果の検証と交通規制の見直し

交通規制実施後における交通流・交通量の変化、交通事故の発生状況、他の地域路線への影響等を確認し、規制効果の検証を行うこと。

その結果、交通規制又は信号機の運用が実態に合わなくなった場合は、道路利用者の立場で分かりやすく守られるものとなるよう見直しを行うこと。

2 公安委員会が行う交通規制

(1) 交通規制の新設、改正又は廃止

ア 交通規制の新設、改正又は廃止の上申

(ア) 警察署長等は、管内の道路について公安委員会による交通規制の新設、改正又は廃止の必要を認めたときは、警察本部長に上申するものとする。

(イ) 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、警察署長等からの上申について調査を行い、その結果、新設、改正又は廃止の必要性を認めるときは、公安委員会に意思決定の手続きをとるものとする。

イ 関係警察署等間の調整

交通規制の新設、改正又は廃止の必要が認められる区域、区間又は場所が2以上の警察署等の管内に及ぶときは、その交通規制の主たる部分の道路を管轄する警察署長等は、関係警察署長等と協議し、関係警察署等の管内の交通規制

を含めて上申するものとする。

ウ 警察署長等への意思決定内容の通知と内容の確認

(ア) 交通規制課長は、交通規制の新設、改正又は廃止の意思決定の内容をP-WAN（スターオフィス：交通部掲示板）に掲示し、警察署長等にその旨を通知するものとする。

(イ) 警察署長等は、交通規制の新設、改正又は廃止の意思決定の内容が上申の内容と相違がないか確認するものとする。

エ 交通規制台帳の整備

交通規制課長は、交通規制の新設、改正又は廃止の意思決定の内容となる交通規制上申書（原簿）の各データを、意思決定の都度、規制システムに登録し、交通規制台帳として整備するものとする。

(2) 交通規制の補正

ア 交通規制の補正の申請

警察署長等は、既存の意思決定の内容に関して、住居表示、道路種別若しくは管轄警察署の変更又は平仄の調整の必要を認めるときは、交通規制課長に申請するものとする。

イ 交通規制台帳の補正

交通規制課長は、警察署長等からの申請について調査を行い、その結果、住居表示、道路種別若しくは管轄警察署の変更又は平仄の調整の必要性を認めるときは、速やかに交通規制台帳の補正を行うものとする。

(3) 交通規制の効力の一時解除

ア 警察署長等は、公安委員会の交通規制について、道路工事、祭礼行事又は突発的な災害等に伴って発生する交通の障害を最小限とするため、やむを得ず一時的にその効力を停止（以下「一時解除」という。）する場合は、最長3か月を超えない期間において、事前に警察本部長に上申するものとする。

なお、交通規制の一時解除の期間が3か月を超えるものについては、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）と事前に協議を行うものとする。

イ 交通規制課長は、上申に基づく意思決定の内容を警察署長等に通知するものとする。

3 警察署長等が行う交通規制

(1) 交通規制の意思決定

警察署長等は、道路交通法第5条第1項及び同法施行令第3条の2第1項の規定に基づいて交通規制を実施する場合は、交通規制の意思決定を行うものとする。

(2) 関係警察署長等との協議

ア 警察署長等の行う交通規制により他警察署等の管内の交通に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、警察署長等はあらかじめ関係警察署長等に通報するものとする。

イ 交通規制を行う必要があると認められる区域、区間又は場所が2以上の警察署等の管内に及ぶときは、関係警察署長等は、交通規制課長と協議の上、それぞれの警察署長等が交通規制を行うものとする。

(3) 報告

警察署長等は、交通規制を実施する場合において当該交通規制が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、事前に警察本部長に報告するものとする。

ア 予想される人出が1日当たり概ね3,000人以上のもの又は交通（雑踏）

整理に相当の出動人員を要するもの

イ 著名な行事又は地域において伝統的に行われているもの、その他特異な催し等を伴うもの

ウ 信号機の特別制御を伴うもの、その他交通に著しい影響を及ぼすもの

エ 交通規制を実施する区域、区間又は場所が2以上の警察署等の管内に及ぶもの

オ その他特別の事情があるもの

4 交通規制の見直し

(1) 警察署長等は、恒常的に交通規制の見直しを推進するものとするが、効果測定により効果が認められないもの又は地域住民及び道路利用者の意見で合理的と認められるものについては、交通規制の見直しを行うものとする。

(2) 警察署長等は、交通規制の見直しを実施するに当たっては、地域交通安全活動推進委員、関係機関・団体、交通事業者等に見直しの適否について、できる限り意見を求めるものとする。

(3) 警察署長等は、交通規制の見直しを実施する場合は、その交通規制の種別、場所、時間、対象について、現場に設置してある道路標識又は道路標示並びに規制システムの交通規制台帳、道路標識台帳及び道路標示台帳と照合するものとする。

(4) 警察署長等は、見直した交通規制の効力が発生する際には、再度、交通規制の種別、時間、場所、対象について、現場に設置してある道路標識又は道路標示を確認するものとする。

第3 信号機等の設置

1 信号機の設置

(1) 基本的留意事項

ア 法令等に基づく設置

信号機は、法令の根拠に基づくほか、信号機の設置に関する指針により、事前に交通量、交通事故発生状況、交差点形状等を調査・分析するとともに、交通規制等他の対策により代替が可能か否かについて検討した上で、設置効果、緊急性、住民の要望等を勘案し、必要性の高いところから設置しなければならない。

イ 適正な設置

信号機の設置に当たっては、交通規制の実効が上がるよう、歩行者、車両又は路面電車の運転者がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じて必要と認める数を設置しなければならない。

ウ 適切な運用

信号機は、その運用が不適切な場合には、交通事故の発生、交通渋滞の発生、信号無視の誘発等の弊害を生ずるおそれがあるため、設置後も交通状況に応じ

て適切に運用しなければならない。

(2) 信号機の設置が必要と認められる場合の措置

ア 警察署長等は、管内の道路について信号機設置の必要性を認めたときは、警察本部長に上申するものとする。

イ 交通規制課長は、警察署長等から上申のあった現地の調査を行い、その結果設置の必要性を認めたときは、公安委員会に意思決定の手続きをとるものとする。

(3) 信号機の移設又は廃止が必要と認められる場合の措置

ア 警察署長等は、管内の信号機について道路の新設・改良，小学校の統廃合に伴う通学路の変更やバイパス新設に伴う旧道の交通実態の変化等により移設又は廃止の必要性を認めたときは、警察本部長に上申するものとする。

イ 交通規制課長は、警察署長等から上申のあった現地の調査を行い、その結果移設又は廃止の必要性を認めたときは、公安委員会に意思決定の手続きをとるものとする。

(4) 信号機の設置に関する協議

ア 交通規制課長は、信号機を新設，移設又は撤去する場合は，設置場所を管轄する警察署長等と協議するものとする。

イ 警察署長等は，信号機の設置に伴い道路の拡幅や交差点改良等が必要な場合は，関係機関と協議するものとする。

(5) 信号機の改良等の上申

ア 警察署長等は，管内の信号機について多現示化や視覚障害者用付加装置等の改良及び信号機の作動時間変更等の運用変更の必要を認めたときは，警察本部長に上申するものとする。

イ 交通規制課長は，上申内容の点検を行った後，必要により信号機改良工事及び信号機運用改善の手続きを行い，改良工事の完了後は完成検査において運用改善については改良後の運用において上申の内容と相違がないか確認するものとする。

(6) 信号機データの整備

ア 交通規制課長は，信号機の新設，改良，移設又は撤去若しくは信号機の運用変更を行った場合は，速やかに工事図面又は信号機設定表を警察署長等に送付するとともに，その都度，信号機データを整備するものとする。

イ 警察署長等は，受理した工事図面等を整理・保管するものとする。

2 道路標識及び道路標示の設置

(1) 基本的留意事項

ア 法令等に基づく設置

道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）は，法令の根拠に基づくほか，交通規制基準に準拠して適確に設置しなければならない。

イ 適正な設置

道路標識等の設置に当たっては，交通規制の実効が上がるよう，歩行者，車両又は路面電車の運転者がその前方から見やすいように，かつ，道路又は交通

の状況に応じて必要と認める数を設置しなければならない。

ウ 統一的な設置

道路標識の設置に当たっては、標示板の高さ、間隔、配列、その他設置の方法を、道路標示の設置に当たっては標示の間隔、配置、その他設置の方法を交通規制の種別に応じて、できる限り統一するように配慮しなければならない。

(2) 道路標識等の工事

ア 道路標識等の工事の必要性及び事業量の報告

警察署長等は、交通規制の新設、改正又は廃止の意思決定の内容を確認した後、速やかに道路標識等の設置工事の必要性及び事業量を警察本部長に報告するものとする。

イ 道路標識の工事設計及び工事発注

原則として、路側式反射道路標識は、警察署長が、路側式反射道路標識以外の道路標識は、警察署長からの上申に基づき警察本部長が設置するものとする。

(ア) 路側式反射道路標識

警察署長は、路側式反射道路標識工事に当たっては、新設、補修、更新、移設又は撤去の別で、規制システムによる工事設計書を作成して交通規制課長の点検を受けた上で、工事発注を行うものとする。

工事完了後は、建設工事執行規則（平成8年6月11日、広島県規則第39号）に定める完成検査（以下「完成検査」という。）を行い、工事内容に相違がないか確認した上で規制システムに完了登録するものとする。

(イ) 路側式反射道路標識以外の道路標識

a 警察署長等は、路上式道路標識、路側式可変道路標識等の新設、補修、更新、移設又は撤去の必要がある場合、警察本部長に上申するものとする。

b 交通規制課長は、上申内容を点検した上で工事を行い、工事完了後は、完成検査を行い、工事内容に相違がないか確認した上で規制システムに完了登録するものとする。

(ウ) 道路標示工事

a 警察署長等は、道路標示の新設、補修、移設、更新又は撤去を行う必要がある場合、警察本部長に上申するものとする。

b 交通規制課長は、上申内容を点検した上で工事を行い、工事完了後は、完成検査を行い、工事内容に相違がないか確認した上で規制システムに完了登録するものとする。

(3) 道路標識等の台帳整備

ア 警察署長は、自署による路側式反射道路標識の新設、補修、更新、移設又は撤去工事の都度、交通規制内容と工事内容との整合性を確認した上で規制システムに当該道路標識のデータを登録し、道路標識台帳として整備するものとする。

イ 交通規制課長は、警察本部による道路標識等の工事の都度、交通規制内容と工事内容との整合性を確認した上で規制システムに当該道路標識等のデータを登録し、道路標識台帳及び道路標示台帳として整備するものとする。

3 交通管制施設の設置

(1) 基本的留意事項

ア 指針に基づく設置

交通管制施設は、「一般道路における情報提供装置の設置及び運用に関する指針」等に準拠して適確に設置しなければならない。

イ 適正な設置

交通管制施設の設置に当たっては、道路環境及び交通環境について調査・分析を徹底し、交通情報の収集又は提供に最も適した箇所に設置しなければならない。

ウ 適切な運用

交通管制施設は、その運用が不適切な場合には、交通事故の発生、交通渋滞の発生、信号無視の誘発等の弊害を生ずるおそれがあるため、設置後も交通状況に応じて適切に運用しなければならない。

(2) 交通管制施設の移設又は撤去が必要と認められる場合の措置

警察署長等は、管内の交通管制施設について道路の新設・改良、バイパス新設に伴う旧道の交通実態の変化等により移設又は撤去の必要性を認めたときは、警察本部長に上申するものとする。

(3) 交通管制施設の設置に関する協議

ア 交通規制課長は、交通管制施設を設置、移設又は撤去する場合は、設置場所を管轄する警察署長等と協議するものとする。

イ 交通規制課長は、交通管制施設の設置に伴い道路の拡幅や交差点改良等が必要な場合は、関係機関と協議するものとする。

(4) 交通管制施設の一覧表の整備

ア 交通規制課長は、交通管制施設の設置、移設又は撤去を行った場合は、その都度、各施設の一覧表を警察署長等に送付するものとする。

イ 警察署長等は、受理した一覧表を整理・保管するものとする。

第4 信号機等の管理

1 適正な維持管理

信号機等は、設置後においても破損、滅失その他の理由によりその効用が損なわれたり、老朽化により信号柱等の倒壊、標示板等の落下事案が発生しないように、更新、補修、障害物の除去等により維持管理を行い、常に良好な状態が保たれるよう配慮されなければならない。

2 交通規制課における管理

(1) 交通規制課長の責務

交通規制課長は、信号機等の運用状況及び設置状況について把握し、その適正な運用と維持管理を行うものとする。

(2) 信号機・交通管制施設管理責任者

ア 交通規制課に信号機・交通管制施設管理責任者を置くものとする。

イ 信号機・交通管制施設管理責任者には、施設担当課長補佐をもって充てるも

のとする。

ウ 信号機・交通管制施設管理責任者は、交通規制課長の指示を受けて信号機・交通管制施設の設置及び管理に関する事務の処理を行うとともに、警察署等の信号機・道路標識等管理責任者を指導するものとする。

(3) 道路標識等・駐車関係施設管理責任者

ア 交通規制課に道路標識等・駐車関係施設管理責任者を置くものとする。

イ 道路標識等・駐車関係施設管理責任者には、規制担当課長補佐をもって充てるものとする。

ウ 道路標識等・駐車関係施設管理責任者は、交通規制課長の指示を受けて道路標識等・駐車関係施設の設置及び管理に関する事務の処理を行うとともに、警察署等の信号機・道路標識等管理責任者を指導するものとする。

3 警察署等における管理

(1) 警察署長等の責務

警察署長等は、管内の信号機及び道路標識等の運用状況並びに設置状況について把握し、その適正な運用と維持管理を行うものとする。

(2) 信号機・道路標識等管理責任者

ア 警察署等に信号機・道路標識等管理責任者を置くものとする。

イ 信号機・道路標識等管理責任者には、交通部高速道路交通警察隊にあっては副隊長又は信号機、道路標識等に関する事務を担当する隊長補佐、警察署にあっては交通規制を行う課の長をもって充てるものとする。

(3) 信号機・道路標識等管理責任者は、信号機等管理責任者の指導を受けて、警察署等において設置する道路標識の設置及び管理並びに交通規制課が警察署等管内に設置した信号機、道路標識等の管理に関する事務の処理を行うものとする。

4 点検

(1) 点検の実施

ア 信号機等に対する点検

(ア) 常時点検

警察署長等は、自所属員による警らその他日常警察活動の機会を捉えて、信号機等の発錆、腐食の状況等の点検を行うものとする。

(イ) 定期点検

交通規制課長は、信号機等の保守委託契約及び駐車関係施設の管理委託契約を締結し、受託者において点検をさせるものとする。

警察署長等は、反射式道路標識について、署情に応じて、点検週間や点検月間等を設定し、道路標識の種別、対象地区・路線等を定めた点検を計画的に行うものとする。

(ウ) 特別点検

警察署長等は、風水害等の災害の発生が予想される場合又はその発生直後において、信号機等の障害又は破損等について点検を行うものとする。

(2) 点検結果の取扱い

ア 交通規制課長及び警察署長等は、点検結果について、確実に記録することに

より、信号機等の設置状況を常に把握し、その適正な管理に努めるとともに、障害又は破損等を認めた場合は確実に必要な措置を講じるものとする。

特に、道路標識等については、交通規制との整合を図る必要があることから、点検に基づく規制内容及び設置場所について、必ず規制システムの交通規制台帳、道路標識台帳及び道路標示台帳と照合を行うものとする。

イ 照合の結果、交通規制との整合が図られていない場合には、警察本部長へ報告するとともに、速やかに是正措置を講じるものとする。

5 信号機等に障害又は破損等が認められた場合の措置

- (1) 警察署長等は、交通事故その他の理由により信号機等の障害又は破損等を認めた場合には、修復等の応急措置、証拠保全の措置及び原因者の把握に努めるものとする。

なお、応急措置において緊急の対応が必要であると認められる場合には、交通規制課長と協議した上で、必要な是正措置を講じるものとし、原因者が判明した場合には、原因者又は原因者以外の支払いの義務を有する者（以下「原因者等」という。）から原型復旧を誓約させて、責任の所在を明確にするるとともに、その措置状況等を明らかにしておくものとする。

- (2) 警察署長等は、信号機等の障害又は破損等の被害状況について、警察本部長へ報告するものとする。

また、原因者等は判明しているが、示談に疑義が生じた場合等についても、その状況について報告するものとする。

なお、路側式反射道路標識については、速やかに是正措置を講じるものとする。

- (3) 交通規制課長は、(2)による警察署長等からの報告により措置を必要と認めた場合は、工事発注の手続等を行い、是正措置を講じるものとする。

6 道路協議等に伴う管理

- (1) 道路の新設、交差点改良等の工事に伴う管理

警察署長等は、道路管理者等と道路の新設、改良、通行制限等について協議する場合、交通管理上必要な意見を申し述べるほか、交通規制の新設・改正・廃止手続きを要する場合や信号機・道路標識・道路標示の撤去又は移設を要する場合については、特に綿密な協議を実施し、協議開始から終了までの間の措置状況等を記録化して経緯を明らかにしておくものとする。

- (2) 支障移設に伴う管理

ア 警察署長等は、道路の工事、家屋の建設等に伴い信号機等を支障移設する場合は、その原因者から支障移設の依頼内容を書面により提出させ、その内容を確認した上で、その適否について判断するものとする。

その結果、移設の必要を認めた場合、路側式反射道路標識にあつては移設させるとともに、移設状況を記録化して明らかにしておくものとする。

また、路側式反射道路標識以外のものについては、支障移設の依頼内容を警察本部長へ報告するものとする。

イ 警察署長等は、工事に伴う移設については、事前の協議内容と提出された支障移設計画に相違がないか確認するものとする。

第5 その他

1 各種申請の確実な履行

信号機等の設置に伴う各種申請は、次に掲げる事項のとおりであるので、その都度、漏れのないよう確実に行わなければならない。

- (1) 道路に信号機，道路標識，交通管制施設又は駐車関係施設を設置しようとする場合は，道路管理者に対して道路占用の通知を行うこと。
- (2) 電柱，照明柱等に信号機，道路標識又は交通管制施設を設置しようとする場合は，その管理者に対し共架申請を行うこと。
- (3) 河川区域内の土地に信号機，道路標識又は交通管制施設を設置しようとする場合は河川管理者に，私有地，学校敷地等に信号機等を設置しようとする場合はその管理者に対し設置許可申請を行うこと。
- (4) 信号機，灯火式道路標識等の電力を使用するものを設置又は廃止する場合は，電力会社に対し電力関係の給電申込み又は廃止届けを行うこと。

2 交通規制に関する要望等の適切な取扱い

交通規制に関する要望等を受理した際は，現地調査を行い，その必要性，緊急性，波及性のみならず，他の代替対策の有無についても検討した上で，適切に対応しなければならない。

3 事務手続き及び様式については，別途定める。